

平成 26 年 3 月 19 日

コンテンツ開発の受付について

総合情報メディアセンター教育デザイン室

1. 申請手続き

総合情報メディアセンター教育デザイン室に e ラーニングコンテンツの制作を依頼する場合は、

- ① 各学部・機構・センターおよび各種委員会等を通じての申請
- ② 個人での申請

のいずれかの方法により、教育デザイン室に「別紙様式 8 : e ラーニングコンテンツ制作依頼書」を提出する。

2. 申請時期

募集は年 2 回（7 月および 2 月）行う。この期間外にも受付は随時行うものとするが、その場合は、開発・受付状況により調整を行い、受け付けできない場合もある。コンテンツ制作期間は原則 6 ヶ月間を担保する。なお、コンテンツ完成までの期間については相談に応じる。

3. 開発コンテンツの決定

教育デザイン室は、提出された「e ラーニングコンテンツ制作依頼書」をとりまとめ、コンテンツ開発スケジュールを作成し、総合情報メディアセンター第 3 部会（e ラーニング推進部会）で新規開発コンテンツの提案・決定を行う。

<新規開発コンテンツ決定の際の優先順位>

- (1) 申請手続① 各学部・機構・センターおよび各種委員会を通じて申請されたもの
- (2) 申請手続② 個人で申請されたもの

上記(1)(2)ともに、以下の項目を申請時に確認する。

※ 正課授業で利用するコンテンツを優先する。

※ 複数コンテンツを申請する場合には、その優先順位を明確にすること。

